

1 概要

少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下「改正法」という。）による少年法（昭和23年法律第168号）の改正等に伴い、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）及び少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）の改正を行うもの。

2 主な改正内容

(1) 犯罪捜査規範

ア 特定少年に係る事件の新聞発表等に関する規定の整備（第209条関係）

特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された者に係る事件（略式命令の請求がされたものを除く。）について報道機関等に発表するときは、推知に係る制限を解除

イ 特定少年に係る事件の送致先等に関する規定の整備（第210条関係）

特定少年に係る事件は、刑の軽重にかかわらず、検察官に送致又は送付

(2) 少年警察活動規則

ア 特定少年に係る継続補導等に関する規定の整備（第8条及び第36条関係）

特定少年に係る継続補導及び継続的な支援等については、当該特定少年の同意を得た上で実施

イ 児童虐待を受けたと思われる児童等に関する規定の整備（第2条、第38条及び第39条関係）

児童相談所への通告について児童通告書又は口頭により行うものとするとともに、口頭により通告した場合には、その内容を事後に書面で当該児童相談所に送付するものとする規定を整備

3 施行期日

令和4年4月1日（改正法の施行日）

4 その他

本規則の内容は、行政手続法（平成5年法律第88号）第4条第4項第6号（国と地方公共団体との関係について定める命令等）に該当することから、意見公募手続は実施しない。

公安委員会	「道路交通法施行令の一部を改正	令和3年12月23日
説明資料No. 2	する政令案」等について	交 通 局

1 趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の改正等を行うもの。

2 主な内容

(1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

ア 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

(ア) 運転技能検査に関する規定の整備

- 運転技能検査の対象となる基準として、運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日前3年間に基準違反行為をしたことがあること等を定める。
- 基準違反行為として、普通自動車等の運転に関し行われた信号無視等の違反行為を定める。

(イ) 申請による運転免許の条件の付与等に関する規定の整備

- 申請による運転免許の条件の付与等の基準について定める。
- 申請により運転免許に付与等された条件に違反して運転する行為を、免許条件違反（基礎点数2点の一般違反行為）として定める。

イ 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

- 大型自動車免許等の受験資格の特例を受けるための教習として、大型自動車等の運転に必要な適性又は技能に関する教習であって都道府県公安委員会が指定した課程により行うものを定める。
- 若年運転者講習の受講及び受講後の特例を受けて取得した運転免許の取消しの基準として、若年運転者期間内に違反行為をしてその合計点数が3点以上となること等を定める。

ウ その他

- 関連する運転免許等に関する手数料の標準を定める。
- 自動車の積載物の長さ及び幅の制限等を改める。
- その他所要の規定の整備を行う。

(2) 道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案

改正法の施行期日を令和4年5月13日とする。

3 意見公募手続の実施結果

令和3年11月5日から同年12月4日までの間、意見公募手続を実施した結果、52件の意見等が寄せられた。

4 今後の予定

閣議決定 令和3年12月28日

1 令和4年度予算

	3年度予算額	4年度予算額	増△減額
一般会計	3,235億円	2,873億円	△ 362億円（ △ 11.2% ）
人件費	1,080億円	1,046億円	△ 34億円（ △ 3.1% ）
物件費	2,155億円	1,827億円	△ 328億円（ △ 15.2% ）
交付税特会繰入れ	530億円	541億円	11億円（ 2.1% ）
オリパラ警備経費等	208億円	16億円	△ 192億円（ △ 92.4% ）
一般物件費	1,417億円	1,270億円	△ 147億円（ △ 10.4% ）
情報システム予算 （デジタル庁に計上）	89億円	236億円	148億円（ 166.5% ）
東日本大震災復興特別会計	3億円	3億円	0億円（ △ 8.7% ）
合計	3,327億円	3,113億円	△ 214億円（ △ 6.4% ）

- (1) サイバー空間の脅威への対処 38億円
- (2) テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処 60億円
- (3) 安全かつ快適な交通の確保 197億円
- (4) 客観証拠重視の捜査のための基盤整備 91億円
- (5) 組織犯罪対策の推進 27億円
- (6) 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進 31億円
- (7) 警察基盤の充実強化 290億円
 - ア 人的基盤の充実強化 5億円
 - ・ 国家公務員の増員 132人（(1)の計上分を含む。）
 - イ 装備資機材・警察施設の整備充実 285億円

2 組織改正

サイバー局、長官官房の技術政策推進体制の強化に係る組織の新設等

公安委員会	令和3年度「自動運転の実現に向けた調査検討委員会」及び「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」報告書について	令和3年12月23日
説明資料No. 4		交通局

1 令和3年度「自動運転の実現に向けた調査検討委員会検討結果報告書」について

(1) 調査検討委員会の開催趣旨

「官民ITS構想・ロードマップ2020」（2020年7月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部等決定）等において、2022年度頃に限定地域での遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスが実現することが見込まれることとされたことを踏まえ、従来の「運転者」の存在を前提としない自動運転に関する制度の在り方等について検討を行ったもの

(2) 報告書概要（制度の方向性）

- 「運転者」の存在を前提としない自動運転システムであることについて、道路運送車両法令に適合していることが必要
- 自動運転システムでは履行できない「運転者」の義務に対応するための措置を義務付け、その実施体制等を都道府県公安委員会が審査
- 遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスが導入される地域の理解を得ることが必要
- 計画に記載された事項を遵守していない場合等には、行政処分を行うことができるようにする必要

2 「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会報告書」について

(1) 有識者検討会の開催趣旨

技術の進展等により登場してきた新たなモビリティ（電動キックボード、自動配送ロボット等）の交通ルールの在り方等について検討を行ったもの

(2) 報告書概要（交通ルールの方向性）

- 一定の大きさ以下の電動モビリティを最高速度に応じて3分類（①歩道通行車、②小型低速車、③既存の原動機付自転車等）
- 電動キックボード等の小型低速車については、運転免許の必要性までは認められないが、一定の年齢制限を設けることが適当
- 小型低速車及び自転車の運転者のヘルメット着用を促進するため、法的義務や啓発の在り方の検討が必要
- 自動配送ロボット等の無人走行する歩道通行車については、走行させる主体を行政機関が把握するための制度を整備